

平成27年3月12日

大田区議会議長

安藤 充 様

防災・安全対策特別委員長

押見 隆太

### 防災・安全対策特別委員会中間報告書

本委員会に付託された調査事件につき、現在までの調査状況を下記のとおり報告する。

#### 記

- 1 調査事件      (1) 防災対策について  
                  (2) 危機管理対策について  
                  (3) 地域防犯対策について

#### 2 中間報告

本委員会では、地震や台風をはじめとする自然災害、また、多様化、巧妙化する犯罪から区民の生命、財産を守り、区民が安全・安心に暮らせるまちづくりを実現するため、調査・研究を行ってきた。

昨年5月に中間報告を行っているので、ここで、主に昨年6月以降に行った調査・研究結果について報告する。

##### (1) 大田区総合防災対策について

首都直下地震、風水害等による自然災害から、区民の生命、財産を守るためには、現存するあらゆる資源を活用し、「自助」「共助」「公助」の連携による地域力と公助力を結集した災害対応体制の構築が求められている。

大田区は地域の防災力を強化していくために、「大田区総合防災対策」を策定し、ハードとソフトの両面にわたり、地域と一丸となって総合防災力の強化を進

めている。

#### ① 学校防災活動拠点整備事業について

平成 24 年度から整備を開始した学校防災活動拠点整備事業について、整備状況の報告があった。これは、91 か所ある小・中学校などの学校避難所を、地域防災活動の拠点とするものであり、事業開始から 3 年目にあたる今年度末で 60 か所の整備完了を予定している。実際の実例として、地域住民並びに学校主体の活動事例の紹介があった。今後の整備推進については、継続した訓練指導等の実施により区全体に学校が地域の防災活動拠点であることを根付かせていくよう取り組むこと。また、先進事例を他の地域にも広く紹介するとともに、各地域が自主的に取り組めるよう働きかけ及び支援をしていくとしている。

これに対し委員からは、取組事例として学校が訓練の様子を独自に DVD を作成し活用しており、映像を活用した防災教育は効果的である。区としても独自に作成し整備推進に活用するなどの工夫をして欲しい。そして、今後の整備については先進事例を広げるための戦略をもった取り組みも必要ではないか。また、同じ地域の小・中学校間の連携や地域特性を活かすことにより、さらによりよい形で整備されていくのではないかと多数の意見があった。

委員会では、整備完了に向け、学校防災活動拠点が区民の安全を守る防災活動拠点となるよう、引き続き、調査、研究を行っていく。

#### ② 緊急医療救護所の設置

現在、区の災害時医療は、特別出張所ごとに 18 の学校避難所内に医療救護所を設置し、資機材・薬剤の備蓄と、災害時には医師が参集することとしている。東日本大震災では、軽症者も重症者も同時に直接病院へ殺到したため、重症者の治療が優先されることなく、救える命が救えなかったという事例が多数あった。このため、区は、医療救護所のあり方を見直すこととし、東京都や医師会などとも災害医療連携会議を設置し検討してきた。検討の結果、トリアージ及び軽症者の応急処置を行う場所として、原則、救急告示病院の近隣に緊急医療救護所を 17 か所設置するとした。このことにより、病院に殺到する傷病者を整理するとともに、救急告示病院の重症者の治療を担う機能を守ることができる。また、救急告示病院のない、馬込、嶺町、六郷の 3 地区には、

学校避難所内に従来の医療救護所を設置するものとし、合わせて 20 か所の緊急医療救護所の設置案について提示があった。

委員からは、従前の医療救護所は、発災時、医師の参集をどうするかなど課題があるものの、今回の提案は非常に高く評価できるとの意見があった。

### ③ 家庭における防災対策について

区は、今年度の防災週間のテーマを「家庭内備蓄の充実」とし、実際の備蓄品の展示や効率的な備蓄方法などを紹介することで、自助としての家庭内備蓄促進を図っていくとした。これにあわせ、家庭内備蓄を促進するためのPR事業として、シンボルデザインを公募し選定も行った。今後、シンボルデザインを活用し、区内商店街と連携した事業を進めていくとし、商店街という多くの区民が利用する場にシンボルデザインをおくことで少しでも区民の防災への意識を高めていくことにあわせ、商店街振興にもつながることを期待するとのことである。

委員からは、実際の備蓄品の展示やシンボルデザインを活用した意識啓発は有効なものと考え、さらに広めていくべきであるとの意見があった。

また、区は、地域からの要望を受け、さらなる地域防災力、防災意識の向上を図るため、「わがまち防災ネットシステム」の導入を行い、インターネットを通じて防災資源の地図情報を公開した。

そのほか、耐震性に優れたマンションでは震災後も避難所へ向かうのではなく居住継続が可能と考え、ライフラインの途絶、エレベーターの停止など、マンション特有の問題を想定した内容とともに、室内の安全対策や食料などの家庭内備蓄の充実・促進を目的とし、居住継続支援を進めていくための周知用パンフレットを作成した。パンフレットは、10 階以上の大規模マンションへの配布、また区役所本庁舎並びに特別出張所に置くほか防災訓練等での配布、また、ホームページにより、広く区民へ周知を図るとしている。

委員からは、内容が非常によくまとめているとの意見の一方で、区民一人ひとりが、読んで危機意識を高めていかなければ意味がない、周知方法を含めたさらなる工夫を要望するとの意見があった。

委員会では、これらの施策が今後も区民の防災意識啓発や対策に役立つように調査を深めていく。

#### ④ 大田区地域防災計画について

大田区地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、大田区防災会議で策定している。

区からは、平成 26 年度、従来の法改正や防災事業の取り組みなどを反映させることのほか、主な修正点として、風水害編の計画修正を行うとの報告があった。これは、近年、気象状況の変化により、日本各地で過去に例のない風水害による被害、また、大田区でも 2 年連続で浸水被害が発生したこと、そして東京都でも地域防災計画の風水害編について修正されたことなどを踏まえ、今回の計画修正に至ったものである。

委員からは、過去の委員会でも計画の作成を審議する防災会議のあり方についていくつか要望があり、今回、意見調整等の検討機会を設け会議を 2 回実施したことは、非常に大きな前進であるとの意見があった。その一方で、計画にある、津波防災対策における避難施設として、引き続き民間施設との協定締結推進の要望、また、帰宅困難者対策として、蒲田駅周辺における滞留者対策の取り組みがあるが、今年 1 月に実施した蒲田駅周辺滞留者訓練の結果を踏まえ、計画の見直しを検討していくのかとの質疑もあった。

区から、区が主体となり指揮・統括する体制構築が必要といった課題に対し、訓練での検証を鑑み、計画の見直しを含めた検討を行っていくとの説明を受けた。

今後も委員会として、区民の声がしっかりと反映された実行性のある計画となるよう、引き続き調査、研究を行っていく。

#### ⑤ 風水害対策について

区は、大田区地域防災計画の風水害編で、区民の浸水予防など風水害対策に関する自助活動の周知・啓発に努めるとしており、実施した事業について報告があった。

まず、大雨等への監視・警戒体制を充実させるものとして、雨量計を増設することの報告があった。これは、既設の区役所本庁舎、馬込特別出張所、嶺町特別出張所及び羽田空港の 4 か所に加え、一昨年集中豪雨により甚大な浸水被害のあった上池台地区に近い雪谷特別出張所に設置をするものである。雨量計の測定情報は、瞬時に広く区民へ周知するため、区ホームページでも公開さ

れる。

これについて委員からは、東京消防庁やインターネット等通信サービスへも雨量計の情報提供を行い、情報を副次的に広げることでより効果的に活用するよう要望があった。

次に、上池台地区における豪雨対策として、下水道整備を行うとの報告があった。東京都下水道局は、平成 25 年 12 月に豪雨対策下水道緊急プランを策定し、上池台地区を「75 ミリ対策地区 大田区上池台」と指定した。今回このプランに基づき整備を行うものである。

委員からは、整備内容について地元説明会は行われるのか。また、昨年、7 月 20 日の嶺町特別出張所での観測で 1 時間に 90 ミリメートルを超えるゲリラ豪雨について委員会で報告されたが、今回の整備で 75 ミリメートル以上の雨量についても対応可能なのかとの質問があった。

区から、地元説明会については、東京都下水道局へ開催を依頼している。また、今回の整備はあくまで 1 時間の雨量が 75 ミリメートルまでの対策となり、これ以上の下水道能力を超える雨量への対応は、避難対策などのソフト面での対策や流域対策等に関わってくるとの説明を受けた。

委員からは、平成 31 年度末に整備を完了する計画であるが、この地域住民は大変不安に思っており、一日でも早く整備を進めるよう要望があった。

また、区民が大雨や津波などに対する情報収集手段の一つとして、水防監視カメラの映像を区ホームページで公開するとの報告があった。これにより、呑川増水対策用として 3 地点、津波対策用として 2 地点の計 5 地点の水位や水門の状況がインターネットを通じてリアルタイムに確認できることになる。さらに、気象情報についても同サイト内で併せて提供している。

委員からは、精力的に対策を進めていくことは大変評価できるとの意見の一方で、区ホームページ内の現在公開されている場所が分かりづらいため、さらに活用されるよう誰にでも分かりやすい場所で公開して欲しいとの要望もあった。

さらに、区は集中豪雨の多発に対する緊急対応として、18 特別出張所管内の公園、道路及び田園調布特別出張所の 20 か所に「土のう置場」を設置することとした。必要時には区民がいつでも自由に土のうを使用できる場所として活用することで浸水被害の防止を図りたいとしている。

委員からは、区民が「土のう置場」を活用するためには、設置場所や使用後の処分などについても広く周知が必要であるとの意見や、緊急時には家庭にあるもので対応出来る「水のう工法」についても、積極的に区民へ周知を図るよう要望もあった。

当委員会では、区民の命や生活を守るための公助、共助に合わせ、自助行動に対する支援を今後も引き続き区に強く求め、調査、研究をしていく。

## (2) 危機管理対策、地域防犯対策について

### ① 感染症における危機管理対策について

平成25年4月の新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、全ての自治体において行動計画の策定が義務づけられている。区からは、法で規定された新たな事項、政府行動計画及び都行動計画を踏まえ、既存の区行動計画を根本的に改め、区における新型インフルエンザ等に対する対策について新たな行動計画を策定する旨の報告があった。新たな行動計画は、感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護すること。また、区民生活及び経済活動に及ぼす影響の最小化を図ることを目的に策定するとのことであった。

委員からは、内容に具体性がないこと、また提案では区対策本部体制の責任者が防災・危機管理担当部長であるが、医療部門である保健所長との関係について医療関係の中心は保健所にすべきであり、両方で協力し指揮をとるべきではないかとの意見があった。

また、区は平成26年10月30日に、大田区エボラ出血熱対策本部準備室を設置した。

西アフリカで発生しているエボラ出血熱は、これまでに知られている限り最も大きな流行となっており、日本においても、羽田空港からの入国者に感染の疑いが発生した。区内には航空関係者も多く居住しており、国際空港を抱える区として、感染者発生に備えた危機管理の面から準備室を設置し、これまでの状況、国の水際対策の情報共有、感染が疑われる人が発生した場合に、迅速な対応をとることを確認した。また、具体的な対応としては、区ホームページを活用した区民への周知、11月には、都と荏原病院による東京都訓練に保健所職員が参加し、防災課職員も訓練の様子を見学したところである。今後、感染者が発生した場合、国、都の指示に従い危機管理対応を実施していくとのことである。

委員からは、設置した準備室は、新型インフルエンザ等対策本部と仕組みは同様

になるかとの質疑に対し、区からは基本的には同様であるとの説明があった。また、準備室が対策本部となった場合の確認とともに、新型インフルエンザ等対策本部に対しても意見として述べたが、保健所との連携を強固に行うよう要望もあった。

区から、都内で感染者が発生した場合、準備室を対策本部と格上げする。また、準備室の構成にも保健所は入っており連携を図っているとの説明を受けた。

当委員会は、区民の不安を少しでも取り除けるよう、速やかな対応に合わせ、正確な情報を広く周知するよう要望するとともに、感染症における危機管理対策には、発生予防と拡大防止対策のより一層の徹底と強化が必要と考え、区に対し適切な対応を求めていく。

## ② 大田区公共の場所における客引き客待ち行為等の防止に関する条例について

区は、一部の悪質な客引きに対し指導、警告を行うこととし、23区で初となる過料を含めた風俗営業店等による客引きや客待ち行為等を防止する条例を今年度から施行した。条例で定める特別区域として、蒲田地区の一部を指定し、パトロールを強化している。施行初年度にあたり、パトロール実施状況等の報告があった。

委員からは、110番件数の推移からもパトロールに一定の効果が見られる、との意見の一方で、本来は既存の法律や東京都の条例でまちの治安維持がなされるべきものである。警察署とさらに連携を強化していくべきとの要望があった。

委員会は、区民はもとより、大田区を訪れる多くの家族連れや外国人観光客も、安全で安心して歩ける、にぎわいのある豊かなまちになることが重要であると考え、この条例のさらなる実効性が高まるよう要望し、今後も区に対し適切な対応を求めていく。

## (3) 行政視察について

当委員会では、調査・研究のため、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災地である宮城県仙台市と東松島市の視察を平成26年11月に行った。

仙台市地域防災計画では、全ての人命の安全を最優先とし、減災を基本とする災害対策などを基本方針としている。市は、これまでの対策が十分ではなかったとし、今後は自然を制御する「完全な防災」の限界を踏まえつつ、自然災害から人命を守ることを最重視し、災害時の被害を最小化する「減災」の考えを災害対策のあり方

の基本とし、ハード・ソフト双方の対策を有効に組み合わせた総合的な対策を構築するとの説明があった。

また、東日本大震災発災時は、鉄道や地下鉄など、公共交通機関が運行停止となった。地震発生が平日の午後であったことから、地震直後から通勤・通学者等の一斉帰宅行動が始まり、JR仙台駅や地下鉄ターミナル駅などでは、帰宅できない人で混雑し、最寄りの避難所に殺到するなどの混乱が生じた。市では、こうした課題を大震災の教訓として、行政や民間事業者等の役割を明確にし、課題の解消に向け、できることから帰宅困難者対策に取り組んでいくこととし、平成25年3月には、市とJR東日本との間で仙台駅構内を一時滞在施設として使う協定を結ぶなど実効性の担保に向けた取組みなどについて視察を行った。

委員からは、実際の被災地での地域防災計画について多くの質疑があり、地域防災計画の見直しや、東日本大震災発生時、蒲田駅・大森駅周辺において多くの帰宅困難者が発生した当区の今後の施策を推進する上で、視察は大変に参考となるものであった。

東松島市と当区は、東日本大震災発災後、「災害時における大田区と東松島市との相互応援に関する協定」を締結しており、復興活動のために現在も職員を継続し派遣している。市は、復興スローガンを「あの日を忘れず ともに未来へ 東松島一心」とし、今までの、まちづくりの理念に加えて、この災害を風化させることなく、教訓とし、市の再構築をする「一つに新しく」して向かう意味と、心一つにして邁進していく「一心」をキーワードとして復興のまちづくりを進める方針としている。

委員会では、復興状況の説明に合わせ、実際の発災時の映像や被災場所の現地視察を行った。発災直後に、復興作業ボランティアに参加した委員も多く、現在の復興状況の課題など説明を受け、実際に現地を視察できたことなど、大変有意義なものであった。

阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、首都直下地震等への備えとして、災害の状況に応じ対応できる防災対策が欠かせない。また、近年、日本各地で過去に例のない風水害をはじめとした自然災害による被害が発生しており、これらの被害を最小限に抑えるため、区民や地域、企業、団体等の地域力を結集し、自助・共助・公助を連携させることによって、区と地域での防災対策を一層強化する必要がある。

また、2020年オリンピック・パラリンピックの東京開催や、国家戦略特別区域の指定等を受け、今後、訪日外国人受け入れ増加も見込まれ、大規模な事故、リスクの高い感染症や有毒物質の漏えいなどの健康危機といったような、様々な危機の未然防止と被害軽減の対策を強化し、緊急時には迅速・的確な危機対応が求められる。

区民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせるまちをつくるため、今後も多様な視点・観点からの調査・研究を行っていく必要性を強調し、防災・安全対策特別委員会の中間報告とする。